

令和3年9月6日

公益社団法人 塩釜法人会
会長 佐藤 仁一郎 殿

塩釜 税務署長
高橋 繁弘

インボイス制度に係る事業者の登録申請に関する周知について（依頼）

平素より税務行政につきましては、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）は、令和5年10月から導入され、それに先立ち本年10月には適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

国税庁では、インボイス制度について事業者の方に広く知っていただくため、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」を更新し、下記のとおり新たな情報を公表しております。

つきましては、インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴会（組合）におかれましては、各会員の皆様に周知を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、貴会（組合）事務局の窓口等へのパンフレット等の備置き及びポスターの掲出につきましても御協力をよろしくお願いいたします。

おって、適格請求書発行事業者の登録申請にあたりましては、登録申請書の申請から登録通知書の受領までスムーズに行えるe-Taxの御利用を是非お願いいたします。

記

1 国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」で新たに公表する情報の概要

(1) インボイス登録センターの所在地（登録申請書の送付先）

本年10月1日に各国税局（沖縄国税事務所を含む。）にインボイス登録センターを設置し、適格請求書発行事業者の登録申請の処理に対応することとしております。

登録申請に当たってはe-Taxのご利用をお勧めしておりますが、郵送により提出される場合の送付先は税務署ではなく同センターとなっておりますので、送付先となる同センターの所在地を公表します。

（注）同センターには受付窓口を設けておりませんので、書面による申請の場合は、郵送により御提出ください。

(2) 国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの運営方針

適格請求書発行事業者の情報及び登録・取消・失効状況については、法令上、インターネットを利用して検索可能な方法により公表しなければならないこととされていることを受け、国税庁において、本年10月1日から「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」（以下「公表サイト」といいます。）を開設し、同年11月1日から登録者情報の公表を開始することを予定しています。

公表サイトは、多くの事業者に利用されることとなるため、同サイトの開設に先立ち、サイトの利用方法や留意事項などをまとめた運営方針をインボイス制度特設サイトに公表します。

(3) オンライン説明会に係る動画の掲載

全国どこからでも無料で参加できるオンライン説明会の過去の動画を掲載しました。また、同説明会は、今後も継続して実施することとしております。

2 インボイス制度に係る各種リーフレット等

本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されることに伴い、インボイス制度に係る各種リーフレット等を作成しました。

- ・リーフレット「令和3年10月1日登録申請受付開始！」
- ・リーフレット「＜インボイス制度＞登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！」
- ・パンフレット「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」
- ・ポスター「消費税のインボイス制度登録申請受付開始！！」

(国税庁ホームページ：インボイス制度特設サイト)

ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > 税目別情報 > 消費税 > 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度） > インボイス制度

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

